（建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号ロ中「日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｒ五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇〇三」を「日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｒ五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇二六」に改める。

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第六条　木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第十第三号を次のように改める。

三　建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及び桁行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えることを確かめること。ただし、当該計算による偏心率が〇・一五を超えない場合であって、当該方向が次のイからハまでのいずれかに該当するときは、この限りでない。

イ　偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する標準せん断力係数を、〇・二に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上の数値として、同項の規定により地震力を計算し、当該地震力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられたとき。

ロ　偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算し、当該力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられたとき。

ハ　令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合であって、各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮し、かつ、令第八十八条第一項に規定する標準せん断力係数を、〇・二に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上の数値として、同項の規定により地震力を計算し、当該地震力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられたとき。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日　総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
［削る］	十三　大分ケーブルテレコム株式会社
十三　［略］	十四　［同上］
十四　ＪＣＯＭマーケティング株式会社	［新設］
［削る］	十五　株式会社ジェイコムウエスト
［削る］	十六　株式会社ジェイコム九州
［削る］	十七　株式会社ジェイコム埼玉・東日本
［削る］	十八　株式会社ジェイコム札幌
［削る］	十九　株式会社ジェイコム湘南・神奈川
［削る］	二十　株式会社ジェイコム千葉
［削る］	二十一　株式会社ジェイコム東京
十五　［略］	二十二　［同上］
十六　［略］	二十三　［同上］
［削る］	二十四　土浦ケーブルテレビ株式会社
十七～二十　［略］	二十五～二十八　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百八号

令和七年国勢調査の人口速報集計による令和七年十月一日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日　総務大臣　林　芳正